

東大阪公市第 2319 号
平成 29 年 2 月 8 日

日本労働組合総連合会大阪府連合会
会長 山崎 弦一 様
連合大阪河内地域協議会
議長 中谷 広孝 様
連合大阪東大阪地区協議会
議長 西城 敏幸 様

東大阪市長 野田 義和

東大阪市教育委員会
教育長 土屋 宝

要望書(回答)

平成 28 年 10 月 25 日付で提出のありました標記の件につきまして、別紙のとおり回答いたします。

1.雇用・労働・WLB施策

(1)雇用・就労対策の充実・強化について(★)

<継続>

大阪府域の就労支援拠点の充実に向けて、大阪府(OSAKAしごとフィールド)、堺地区(JOBステーション)、吹田地区(JOBナビ)に加えて、河内・北河内地域に拠点の増設をはかり、府域全体で就労支援事業を強化すること。

(回答)

ハローワーク布施が、平成28年12月26日に布施駅前再開発ビル4階に移転されました。本市といたしましても同じフロアに、就労支援のための窓口を開設してまいります。運営につきましては、ご指摘も踏まえ、既存の就労支援拠点の取組みも参考にしながら、ハローワーク布施とも調整を行い、より効果的な方法を検討してまいります。

<新規>

(2)地方創生交付金事業を活用した就労支援について

地方創生交付金事業で「若者の雇用安定」、「女性の活躍推進」、「UJTターン」などを推進されるが、特に若年層の定着支援と魅力ある中小企業の発見・情報発信事業の充実をはかり、業績評価指標で事業を検証すること。また、就業ニーズの高い介護・福祉分野の定着支援施策として待遇改善助成金等を検討すること。

(回答)

東大阪市とその近隣には大学を始めとする数多くの教育機関があり、数多くの若者が通学しています。また、市内には「モノづくり企業」を中心とした数多くの中小企業があり、それぞれが高い技術力を持っています。

そのため、今年度におきましては、地方創生交付金を使っての映像媒体の作成や企業の若手従業員との交流事業を通じて、若者に市内企業の魅力を発信してまいります。

介護・福祉分野の定着支援につきましては、従事者の待遇改善が重要ですが、医療・介護保険制度や国の補助金、助成金制度があることから、市として可能な範囲について調査・研究してまいります。

<継続>

(3)産業政策と一体となった基幹人材の育成について

大阪の基幹産業である「ものづくり」の人材育成に向けて、経済産業省の補助事業で改善活動の指導者養成機関となる「カイゼンスクール」の設置や高度な技能をもった「ものづくりマイスター」を養成すること。また、中小企業や教育訓練機関に対して、若年技能者への実技指導や講師派遣を広く行うとともに、民間企業の最新設備を活用した実習プログラムの導入など、効果的な技能の継承と後継者育成を行うこと。

(回答)

現在、後継者がいないことによる廃業等の理由で、モノづくり企業を中心とする市内中小企業の数は減少傾向にあります。このことにより、これまで蓄積された技術が途絶えることや、企業が集積することによる有機的ネットワークが崩壊することなどが懸念されています。効果的な技能の承継と後継者育成は本市にとりましても重要な課題となってきておりますので、効果的な手法について調査・研究を進めてまいります。

<継続>

(4) 地域就労支援事業について

未就職の若者、障がい者、ひとり親家庭の保護者、中高年齢者への就労支援は、地域就労支援センターで実施しているが、取り組みに温度差が生じている。市町村の事業実績を検証するとともに、「大阪府・市町村就労支援事業推進協議会」を活用し、好事例等の共有をはかり、地域就労支援事業を強化すること。また、「地域労働ネットワーク」の社会資源を積極的に活用し、地域における労働課題を集約するとともに、多様な構成団体が、中小企業・地場産業との社会対話を増やし、有機的な連携で就労支援ならびにネットワーク事業を拡充すること。

(回答)

就労が困難な方の就労支援は非常に重要な事項であると認識しております。その受け皿となる地域就労支援事業につきまして、大阪府下の各市町村におきまして実績にばらつきがあることも確かでありますので、他市の先進的な取組みにつきまして調査を進め、より効果的な事業を検討してまいります。

<新規>

(5) 若者支援について

中卒者、高校・大学中退者、ひきこもり、心身の不調を抱える若者などに関して、地域での居場所の確保を含め、就労に至るまでの支援ができるしくみを構築すること。

また、若者が将来を見通しながら安心して社会に踏み出し、自立生活を送れるよう、自治体としての若者支援構想をつくり施策展開をはかること。

(回答)

ニートの若者など就職困難な若者を支援する国の地域若者サポートステーション事業を受託する団体に対し、本市といたしましても、若者自立支援援助事業を委託し、セミナーや職業体験、支援者向け研修などの事業を通じて、これらの方々の就労を支援しております。若者の自立を支援する施策につきましては、福祉や教育部門とも連携しながら検討をしてまいります。

<継続>

(6) 生活困窮者自立支援の充実・強化について

生活困窮者自立支援法が2015年4月に施行されたが、就労準備や就労訓練の支援メニュー利用が少なく、生活・暮らし相談が中心となっている。相談初期におけるアセスメント

の強化と重層的な相談体制の構築に向けて、支援員を適正に配置すること。また、出口支援となる就労訓練事業への予算措置をはかり、生活困窮者自立支援事業の推進体制を強化すること。

(回答)

本市においては、生活困窮者自立支援法が平成27年4月に施行されたことにともない、法で定められた自立相談支援事業等の必須事業と就労準備支援事業等の任意事業を順次取組み、平成28年度には全ての事業をスタートさせ、支援の充実を図ってまいりました。支援体制や各事業については、これまでの状況を精査し、必要な予算を要求してまいります。

<継続>

(7) 労働法制の周知・徹底と労働相談体制の充実について

改正をむかえた各種労働法制については、労使紛争の未然防止の観点から行政、企業、経営者団体等に周知・徹底をはかること。また、近年増加する個別労使紛争の相談内容である「いじめ・嫌がらせ」に関連するハラスメント対策の強化と併せて、労働相談体制の充実をはかること。

(回答)

各種労働法制につきましては、改正の折り等に、国等の依頼に基づき、チラシの配架や、市政だより、労政ニュース、各種メルマガ等の媒体を利用してのPRに努めているところです。また、市立勤労市民センターにおきまして、労働法等をテーマとしたセミナーを開催しております。

労働相談につきましては現在、市役所本庁舎及び市立勤労市民センターで実施しておりますが、PR等に努めるとともに、内容の充実を図ってまいります。

<継続>

(8) いわゆる「ブラック企業」対策について

長時間労働の強要や残業代カットなど過酷な労働条件で働く企業、いわゆる「ブラック企業」や「ブラックバイト」が社会問題化している。労働基準監督行政である大阪労働局で連携をはかり、若年就業者だけでなく、新規開業企業経営者にも雇用労働相談センター等を活用し、労務管理を含めたワークルール指導を行うこと。また、悪質な企業には府独自の罰則条例等を検討し、適切かつ厳しい対策を講じること。

(回答)

いわゆる「ブラック企業」や「ブラックバイト」に関しては、大阪府と共に相談会及びセミナーを開催し啓発を行ったほか、勤労市民センターにおきましてもセミナーを開催するなど、その啓発に努めています。

労働相談事業において、そのような事例があった場合は、速やかに労働基準監督署に連絡を取るように指導しています。

<継続>

(9) 仕事と生活の調和推進と女性の就業支援について(★)

女性の活躍推進については、各団体が連携した取り組みを行っているが、女性の就業継続に向けたスキルアップや再就業支援施策の充実をはかること。尚、女性活躍推進法に基づき各自治体に策定を義務付けられた特定事業主行動計画が、実効あるとりくみになるよう努めること。また、大阪の女性就業率は、「男女の役割分担意識の強さ」が影響し、全国平均よりも低くなっていることが考えられる。仕事と生活の調和推進に向けて、延長された次世代育成支援対策推進法の取り組みを一層進めるとともに、特に男性の意識改革に向けた施策の充実をはかること。

(回答)

国の地方創生交付金を利用し、平成29年度中に布施駅前再開発ビル4階のハローワーク布施と同一フロアに就労支援の窓口を開設する予定ですが、ハローワークのマザーズコーナーや子育て支援センターも同フロアに開設されることから、とりわけ女性の就労支援に力を入れてまいりたいと考えております。ご指摘の点も踏まえ、窓口の取組みにつきまして検討してまいります。

2. 経済・産業・中小企業施策

<継続>

(1) 観光産業の強化と外国人観光客へのマナー周知について

訪日外国人観光客を受け入れる環境の充実に向けて、案内所の増設および案内員の増員、外国人向け府域Wi-Fiの環境整備、QRコードやICTを活用した多言語情報提供案内の普及促進をはかること。また、問題となっている外国人観光客用の宿泊施設不足や大型観光バス駐車場の整備など、大阪府や経済団体と連携を密にし「国際都市大阪」に向けた施策を拡充すること。併せて外国人観光客に日本の習慣などを広く周知し、マナー向上のための啓発活動を一層強化すること。

(回答)

本市では、平成28年10月に地域の観光推進を図る一般社団法人東大阪ツーリズム振興機構を設立しました。本市に多くの方を呼び込むべく、ホームページを構築して多言語で地域の観光情報発信をおこなっていくとともに、本市の観光プロモーションに努めていく予定です。

また、当機構では本市における観光ニーズ等を勘案しながら、大阪エリアへ観光客を呼び込むため、大阪観光局と連携し、取組んでまいります。

さらに、外国人観光客にスムーズに本市で楽しんでもらうためには、文化のちがいを相互に理解していくことが必要であり、様々な機関や団体等で提供されている文化の理解を促進するサイト等を活用しながら、情報提供や啓発に努めています。

(2) 中小企業・地場産業の支援について

<継続>

① ものづくり総合支援拠点の充実について

MOBIO（ものづくりビジネスセンター大阪）との連携で、技術開発支援、販路開拓、産学官連携、知的財産の活用、人材育成など、支援施策の充実をはかること。また、地元・地場で世界最先端の研究開発企業や独自の固有技術を有する企業、社会福祉事業に貢献する企業など、「地元で大切にしたい会社」として、PR活動等を積極的に展開し、魅力ある企業を支援すること。

(回答)

東大阪市ではMOBIOと連携し、各々の活動の広報やセミナーの共同実施、定期的に実施している会議に参加するなどの情報共有も行っております。今後も施策の充実を図るためにあたり、MOBIOとの連携を行い、市内企業へよりよいサービスを提供していくよう努めてまいります。

<新規>

② TPPにおける完全累積制度の活用支援について

TPPの2018年4月発効に向けて、地方経済産業局と連携し、ものづくり生産拠点で中小企業がTPPの原産地規則の「完全累積制度」を活用できるよう、関係団体と連携を図り、きめの細かな支援体制を構築すること。

(回答)

地方経済産業局に限らず、様々な団体と連携の上、市内企業の海外展開の支援を検討してまいります。

完全累積制度に関しては、TPPにおける自由貿易へ対応していけるよう検討してまいりたいと考えております。

<継続>

③ 中小・地場企業への融資制度の拡充について

中小・地場企業の経営基盤の強化や開業支援に向けて、為替やエネルギー問題などの社会経済情勢、さらに中小企業等の資金需要を鑑み、利用者の視点で迅速かつ効果的な制度融資を実施すること。

(回答)

本市にて実施している制度融資として、大阪府市町村連携型融資制度を利用した「東大阪市小規模企業融資制度」は、採りうる最大限の融資上限額、返済期間及び据置期間、かつ取扱金融機関への預託額を増額し、府下において最も低い利率である0.8%で制度実施をしております。

さらには、本市は本年8月に、株式会社池田泉州銀行と、東大阪市の地域経済の持続的発展に向けた「産業振興連携協力に関する協定」を締結いたしました。本協定締結を機に、同銀行に池田泉州東大阪市地域創生融資ファンドを創設し、これまで以上に市の事業者の融資ニーズに対応しております。

これらの制度に加え、国が実施する政府系金融機関のセーフティネット貸付の拡充などの融資情報の周知を行い、よりよい融資制度の展開に努めてまいります。

<新規>

(4)最低賃金の引上げに向けた中小企業支援施策の充実について

雇用戦略対話で合意された「早期全国800円の確保と全国平均1,000円の実現」をめざし、Aランクの大坂がけん引役を果たせるよう大阪労働局や大阪府と連携し、効果的な中小企業への支援施策の充実をはかること。

(回答)

中小企業にとり最低賃金の大幅な引き上げはその経営を圧迫する可能性もありますので、大阪労働局や大阪府と連携を図りながら、効果的な中小企業への支援施策につきまして研究してまいります。

<継続>

(3)総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定について(★)

総合評価入札制度の導入が府内18市にとどまっていることから、未導入の自治体は拡充に向けて積極的に取り組むこと。また、公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、地域における適正な賃金水準の確保により、住民福祉の増進に寄与することを目的とした公契約条例の制定にむけ、関係事業団体との研究会等の設置について検討すること。

(回答)

総合評価入札制度については、平成21年に「東大阪市建設工事総合評価一般競争入札試行要綱」を制定し、平成23年度に試行実施しております。

公契約条例につきましては、国の動向を注視し、近隣市との情報交換をしながら、引き続き調査・研究していく必要があると考えております。

<継続>

(4)下請取引適正化の推進について

中小企業の拠り所となる下請けかけこみ寺の相談件数が依然高い状況にある。中小企業労働者の労働条件改善は、公正な取引関係の実現が不可欠であり、下請工法や下請ガイドライン等を周知・徹底し、下請取引適正化推進の啓発等、監督行政と連携を図り、適切に指導すること。

(回答)

本市の入札参加資格者には、関係法令を守ることを誓約していただいております。また、本市の工事契約約款に「発注者及び受注者は、この契約書に基づき、設計図書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。」と明記しています。

不適正な行為については速やかな措置がなされるよう、国等と連携を図るとともに、現在国が実施されている価格交渉で悩んでいる下請中小企業者の方を支援する価格交渉サポート事業等、下請取引にかかる適正化事業の関連情報についても、市内中小企業者に向けた情報提供に努めてまいります。

<継続>

(5)非常時における事業継続計画(BCP)について

業務継続計画(BCP)未策定の市町村は、早急に策定すること。また標記計画の中小企業への普及率がまだ低い状況にあることから、専門アドバイザーの配置や中小企業の訪問などを通じて、きめ細かな計画策定を支援すること。

(回答)

本市においては、平成26年3月に東大阪市業務継続計画を策定しております。

企業における事業継続計画(BCP)の重要性は承知しております。大阪府が実施するBCP策定支援事業等の関連情報について、市内中小企業者に向けた情報提供に努めてまいります。

3. 福祉・医療・子育て支援施策

<継続>

(1)地域包括ケアシステムの実現に向けて(★)

今年3月に策定した地域医療構想の実現に向けて、地域医療構想調整会議の協議や取り組み状況を定期的に把握し、進捗に応じて施策を改善すること。併せて、地域医療構想調整会議において保険者(健保組合、協会けんぽ、共済組合、市町村国保)の意見を聴くだけでなく、被用者保険加入者をはじめとする住民など、広範囲な意見を反映させること。

(回答)

二次医療圏である中河内圏域において、地域医療構想調整会議(保健医療協議会)及び関係部会(病床機能懇話会、在宅医療懇話会)を実施しており、地域医療構想の実現に向けた取り組みについて、協議を続けてまいります。

会議は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、病院団体、看護協会等各種団体や、市町村、社会福祉協議会、自治協議会等、幅広い関係者で構成しており、今後も意見の反映に努めてまいります。

<継続>

(2)予防医療の促進について

大阪府の健康寿命延伸プロジェクト事業において、第2次大阪府健康増進計画(H25~29)に掲げた数値目標が達成されるよう、健康増進・疾病予防に繋がる事業の取り組みを強化すること。併せて、多くの市民へ現状・課題を周知し、健康づくりへの意識向上に向けた啓発活動を強化すること。

(回答)

大阪府の健康寿命延伸プロジェクト事業につきまして、当市では市町村健康づくり推進事業(マイレージ事業)を平成28年度より2か年取組み、健康づくりアワードにおきましては平成27年度は地域部門で奨励賞を受賞し、今年度も応募をしております。大阪府の事業を活用することで、先駆的な健康増進事業を展開できるようにし、日頃の取組みを表彰されることで健康増進に参画する市民の気運の醸成が図れるようにしております。

当市の健康状況、健康課題につきましては、第2次東大阪市健康増進計画「健康トライ21（第2次）」で分析し、第2次大阪府健康増進計画と整合性を図り数値目標を設定しております。計画の推進は、関係機関の代表等で構成される東大阪市民健康づくり推進協議会や、健康づくり市民グループの共同体である健康トライ21市民連絡会等と連携し、数値目標が達成できるよう取組んでいるところですが、更に多くの関係機関と連携し、あらゆる機会を捉えて、より多くの市民に啓発活動を行ってまいります。

<継続>

(3) 不育症の助成金制度について

特定不妊治療に係る初回助成費の増額や男性不妊治療への助成について、国の補正予算により拡大されたが、不育症については予算が確保されていない。相談窓口を設置するなどの対応だけでなく、医療保険適用外助成事業としての独自支援策を講じること。

※不育症治療費助成制度：高槻市、茨木市

(回答)

不育症の検査や治療において有効性や安全性の確認がされているものについては、医療保険が適用されているものも多く、検査では原因の判明しない偶発的な流産を繰り返す方が65%を占め、これらの方々にはカウンセリング等で十分な相談を行うことにより、次の妊娠時には高い確率で出産に至ることが報告されております。本市におきましては、これらを踏まえ、安全性や有効性が不確かな可能性のある医療保険適用外治療の助成ではなく、まずは保健センターでの不育症に関する相談業務の充実を図るために、外部専門講師を招いた講演会の実施を検討中です。そのための予算を要望しております。

<継続>

(4) 介護労働者の待遇改善と人材の確保について

労働条件の不満による介護労働者の離職が発生しないよう待遇改善を確実に実現し、介護人材の専門性の向上および人材の定着を図ること。併せて、復職や新たな担い手を目指す人への支援制度を検討すること。

(回答)

介護人材の確保及び待遇改善につきましては、介護サービスを安定的に提供するための重要な課題と認識しております。本市におきましては、就職フェアの開催など介護人材確保に関する取り組みを大阪府と連携して実施しておりますが、引き続き人材確保等についての方策を検討してまいりたいと考えております。

<継続>

(5) 認知症行方不明者対策の強化にむけて

平成27年の認知症行方不明者が前年を上回り、3年連続で1万人を超えており、中でも、府内市町村において高齢者を見守るSOSネットワークが構築されているにもかかわらず、大阪が最も多い状況にある。認知症患者の身元特定につながる情報を登録したQRコードを配布するなど、誰もが迅速に対応できるようなシステムを検討すること。併せて、身元

不明人台帳閲覧制度が有効活用されるよう見直しを図ること。また、近隣県、特に奈良県・和歌山県にもSOSネットワークの連携を広げること。

(回答)

本市としましては、平成25年2月より「SOSオレンジネットワーク（認知症高齢者見守りネット）」事業を開始し、事前にご家族等から登録のあった認知症の高齢者が行方不明になった時に協力団体に情報発信し早期保護できるようなシステムを構築しています。さらに、平成27年2月からは東大阪市独自に他市に先駆けQRコードシールを作成し、SOSオレンジネットワークの登録者の方に配布しております。

また、行方不明者の広域発信についても大阪府と連携し、ご家族の希望により活用致しております。

身元不明の迷い人台帳につきましては、市のホームページでリンクしておりますが、今後も様々な機会を活用して周知に努めていきます。

(6) 障がい者に対するサービス充実と権利擁護の確立について

<継続>

①障がい者への虐待防止・予防

平成24年10月1日の障害者虐待防止法施行以降、大阪府の相談・通報・届け出件数が全国の中でも多く、中でも養護者による虐待が非常に多い。障がい者の緊急避難の場所の確保や虐待を行った家族等への心のケアを行う体制を整備するとともに、福祉サービスのあり方や支援体制を整備すること。

(回答)

障害者の緊急避難の場所として居室を確保し、生命や身体に関わる危険性が高く、放置しておくと重大な結果を招くおそれがある場合や本人が避難を希望している場合は、一時保護を行います。

また虐待を行った家族等養護者も介護疲れや障害や病気などがある場合が多く、障害者虐待防止法では養護者支援の法律でもあり、障害者だけでなく、養護者の支援も引き続き行ってまいります。

<継続>

②障害者差別解消法および改正障害者雇用促進法の体制整備

本年4月に施行された障害者差別解消法および改正障害者雇用促進法を実効性あるものとするための障害者差別解消地域協議会が設置されたが、相談事例の収集や分析、情報交換などを行い、各相談窓口の対応できない事案に対して適切な機関に繋ぐなど、地域協議会の機能を十分に発揮すること。

(回答)

平成28年度第1回障害者差別解消支援地域協議会を開催し、情報共有、啓発、事例の分析・検証等について意見交換を行いました。引き続き地域協議会の機能が十分発揮できるよう努めてまいります。

(7) 子ども・子育て支援新制度の着実な実施にむけて(★)

<継続>

①全自治体の高位平準化

保育サービス等の事業量に対する取り組みを検証し、子どもや子育て家庭がおかれている環境や地域の実情を踏まえ、制度内容の改善と事業計画の適切な見直しを行うこと。

(回答)

昨年度からスタートした子ども・子育て支援新制度にあわせ、10,000人のニーズ調査の結果を踏まえ、すべての子どもへの質の高い教育・保育の提供と子育て支援の充実を目指した子ども・子育て支援事業計画を策定しました。

計画期間から一段早めて平成29年度までを中間の期限として1号～3号の学校教育・保育への対策を促進することとし、平成29年度には子ども・子育て支援事業計画を実態にあつたものとするため中間見直しにも取り組みます。

<継続>

②待機児童の解消

市町村が公表している待機児童数には、認可外保育所を利用しながら待機している児童が含まれていない。潜在的な待機児童数についても明らかにし、適正な事業計画へ見直すこと。また、認可外保育所についても予算を理由に認可されていない市町村もあることから、保育の質が達成できる要件を満たせば認可できるよう予算を確保すること。併せて、保育士や幼稚園教諭等の労働条件と給与水準の確保や適正な配置を行うなど、職場環境の改善を行うこと。

(回答)

本市では認可外保育所を利用しながら待機している児童でも、入所の申請があれば待機児童に含んで算定しております。潜在的な待機児童の解消については、本市では子ども・子育て支援事業計画において、待機児童の解消を目指すだけでなく、未入所児童（入所の申請をしており、入所要件を満たしているが、保育所（園）に入所できない児童）や新たに就労を希望する方なども含めたニーズに対応していきます。

また、保育の受け皿拡充として幼保連携型認定こども園への移行促進および小規模保育施設の設置を掲げており、認可外保育施設についても一定小規模保育施設への移行により、保育の質を担保した受け皿拡充の一端を担って頂いております。新制度スタートから平成28年4月までの間に、待機児童の多い0～2歳児について453名の受け皿確保を進め、平成28年4月の待機児童数も127名まで減少しております。

必要となる保育士や幼稚園教諭の処遇改善策についても、国の加算だけでなく市独自の補助も取り入れながら対策を講じています。

<継続>

③病児・病後児保育の充実

子育て中の就業者が継続就業するためには、病児・病後児保育を充実させることが一つ

の改善策となっている。平成28年度より国庫補助要件が緩和されたことから、事業拡大に向けて取り組みを強化すること。特に、サービス業等に従事する世帯のために、休日保育を拡充すること。その際、病児・病後児保育ができるよう努めること。

(回答)

病児病後児保育室は、平成27年4月より新たに東地区で開設しており、市内4ヶ所において開設し充実を図っております。より多くの市民が利用できるよう広報を強化し事業の認知度を向上させるよう努めてまいります。休日保育及び休日保育における病児・病後児保育の実施については、需要の把握に努めてまいります。

<新規>

④「子ども・子育て会議」の労働者代表の参画について

仕事と生活の両立のためには子育て支援の充実が必要であり、労使の参画は不可欠である。国の「子ども・子育て会議」のメンバー構成と同様に、子育て当事者の参画に配慮した構成員による市町村版「子ども・子育て会議」の設置を行うこと。

(回答)

本市では、「子ども・子育て会議」における委員の構成について（1）子どもの保護者、（2）学校教育に関する団体の代表者、（3）労働者の団体の代表者、（4）子ども・子育て支援に関する事業の関係者、（5）子ども・子育て支援に関し学識経験のある者、（6）その他市長が適当と認める者、を20人以内で組織する旨を条例にて定め、平成25年度よりそれに則り運営しております。

(8) 子どもの貧困対策について

<新規>

①子どもの生活に関する実態調査

大阪府が実施した実態調査の結果については広く市民に周知し、必要な施策について議会や子ども政策に携わる公民の関係機関、専門家、NPOやボランティアなど幅広い団体・個人が政策提言できる「場」作りに取り組むこと。

(回答)

本市では、平成29年度より子どもの貧困対策に係る府内組織等を立ち上げ、子どもの生活に関する実態調査を行うとともに、その内容も公表する予定にしております。さらに、学識経験者や関係団体、個人の方から広くご意見等をいただける場づくりにも努めてまいります。

<新規>

②子ども食堂

「子ども食堂」などをはじめとした子どもの居場所づくりが市民の自主的な活動として取り組まれているが、こうした活動を支える公的支援が殆どない。取り組みの自主性を損く、安定的な事業実施を支援する制度の創設を検討すること。

(回答)

子どもの貧困対策につきましては、平成29年度より本格的に庁内組織等を立ち上げ、子どもの生活に関する実態調査を行う予定にしております。併せて、子ども食堂等の活動をしているNPO法人や関係機関のヒアリングを実施し、新たな仕組みづくりに努めてまいります。

<新規>

③児童育成の健全化

本年10月より一部施行される改正児童福祉法で定められた市町村の責務として、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進すること。

(回答)

児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援していきます。また、家庭における養育が適当でない場合、児童が家庭と同様の環境において継続的に養育されるよう、子ども家庭センターと連携していきます。

4. 教育・人権・行財政改革施策

<継続>

(1)指導体制・相談体制を強化した教育の質的向上にむけて

大阪府では、平成23年度に「少人数学級編制に係る研究報告」がされているが、1～2年生以外にも対象学年を拡大している市町村もある。子どもたちのさらなる学力向上・豊かな人格形成に向けた取り組みを検討すると共に、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき、教職員数を機械的に削除することができないよう大阪府に働きかけていること。また、子どもをとりまく貧困・虐待・DVなどの家庭の様々な課題や、いじめ・不登校への対応については、教職員のみでは解決が困難である。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を拡充すること。

(回答)

大阪府に対しては、教職員の削減が機械的になされないよう確認、要望してまいります。様々な課題に対して、子どもたちの心のケアを行っていくには、スクールカウンセラーは必要不可欠な存在となっており、今後も充実に努めてまいります。また、学校に福祉的視点を取り入れ、指導体制を充実させるためにスクールソーシャルワーカー等の配置の充実に努めてまいります。

<継続>

(2)奨学金制度の改善について(★)

今や大学生の2人に1人が利用している奨学金は社会問題となっている。日本学生支援機構の奨学金制度の無利子枠の拡大や延滞金の廃止などの改善を求めるとともに、給付型奨学金制度の創設を国に対して強く求めること。また、奨学金ローンを抱える市民の相談に応じられる体制を整備し、地方創生枠奨学金の導入などについて検討すること。併せて、

地元企業に就職した場合、奨学金の返済支援制度導入等も検討すること。

(回答)

独立行政法人である日本学生支援機構への働きかけに関しては、関係省庁へ、働きかけを検討してまいります。東大阪市奨学金返還金についての相談には学事課で対応しております。地方創生枠奨学金の導入については当市としては困難であります。

地元企業に就職した場合の奨学金の返済支援制度につきましては、平成29年度以降に、卒業後すぐに市内企業に就職される方で、東大阪市教育委員会の奨学金の貸与を受けておられる方につきまして、3年間の市内就業、市内居住、滞納することなく奨学金を返還してきたことを条件に、4年目以降の同奨学金の返還に補助金を充当する「東大阪市奨学資金返還支援補助金」の制度を創設いたしました。

<継続>

(3)労働教育のカリキュラム化について

連合大阪の労働相談において、働く上で必要な労働基準関係法令や使用者の責任などの知識がないことによる相談が後を絶たない。学校現場における労働教育のカリキュラム化を推進するとともに、大阪府総合労働事務所が実施する「きまえ研修」など教育機関に広く周知し、有効活用できるよう取り組みを強化すること。

(回答)

学習指導要領に基づき、適正に行ってまいります。

<新規>

(4)主権者を育てるために

18歳選挙権がスタートした。学校教育のみならず、平和で民主的な社会を形成する主権者の育成にむけた教育を進めること。各自治体においても、選挙管理委員会等で若者の投票行動を促す手立てを講じること。加えて、自立した社会人としての基本的な知識・意識を身につけるための主権者教育についても推進すること。

(回答)

学習指導要領に基づき、主権者教育の推進を図り、主権者として求められる資質・能力を育成していくよう取り組んでまいります。

市内学校に選挙機材の貸出を行い、授業や生徒会選挙で使用していただけるように積極的に働きかけてまいります。また、高校の生徒会選挙時に選挙管理委員会の職員が立ち会いを行い、実際の選挙機材を使用して投開票を行っていただくなど、学校と連携して選挙に親しみを持てるような取り組みを行っていきたいと考えております。

<新規>

(5)投票率向上の取組みの強化

投票行動は、主権者の国民が選挙に参加し、国民の意思を反映する最も重要な機会である。4月6日に成立した改正公職選挙法の主旨を踏まえ、投票行為を促す啓発行動や環境

整備をこれまで以上に取り組むこと。特に、期日前投票の投票率は年々増加傾向にあり、今後投票率を向上させる施策として期日前投票のさらなる推進を図ること。そのうえで、駅や大型商業施設等への投票所の設置と時間の延長等、有権者の利便性を確保し、投票しやすい環境を整えること。

(回答)

平成28年7月10日に執行されました参議院議員通常選挙の際には市内大学に投票を促すポケットティッシュの配付を行いました。また、学食等に設置していただくことにより多くの方の目に留まるように割りばしの箸袋による啓発を行いました。

期日前投票所の設置場所については、静穏の保持、セキュリティや選挙システムに係るネットワーク回線のほか、人員体制の確保等課題があることから慎重に検討していくたいと考えておりますが、現在市内4箇所に設置されている期日前投票所のうち2箇所は駅前、1箇所は商業施設と同じ建物内にあることから一定の利便性は確保できていると考えています。

時間延長等につきましては、費用対効果等を考慮し、他市の状況も考慮しながら検討します。

(6) 人権侵害等に関する取り組み強化について

<継続>

①女性に対する暴力の根絶

平成26年度の配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数等について大阪は多い状況にある。この結果をふまえ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する取り組みの効果・検証を行うとともに、被害者の視点だけではなく、加害者への対策についても検討すること。

(回答)

本市では「第3次東大阪市男女共同参画推進計画～東大阪 みらい 翔プラン～」について、社会情勢の変化を踏まえて平成28年3月に改定しました。本計画の基本方向12「ドメスティック・バイオレンス(DV)防止対策の推進」については、引き続きDV防止法第2条の3第3項に基づく市のDV防止基本計画としており、女性に対するあらゆる暴力からの被害の防止、相談体制の整備、被害者の安全確保、自立支援や意識啓発、加害者に対する更正支援等について、今後も総合的に推進してまいります。

<継続>

②差別的言動の解消

本年6月、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)が施行された。地方公共団体として地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるとされていることから、対応を検討するとともに大阪府警と連携した取り組みを構築すること。

(回答)

国(法務省人権擁護局)においては、ヘイトスピーチ対策専門部会を設置し、地域におけるヘイトスピーチの実情や対策、今後の方針や課題等について、地方公共団体との情報収集、意見交換を行い、国と地方公共団体との連携・協力関係の構築を図っております。

本市としましては、大阪府及び他市等の状況を踏まえつつ、地域の実情に応じた施策を検討するとともに、関係機関との連携強化に努めてまいりたいと考えております。

<継続>

(7) 大阪人権博物館(リバティおおさか)の存続維持について

2013年度から、大阪府、大阪市からの補助金がともに廃止され、昨年7月には、大阪市より建物敷地の市有地明け渡しについて提訴されている。全国唯一の大坂におけるリバティおおさかの存在意義と社会的役割は非常に大きいが、自主運営が極めて厳しい状況となっている。大阪府・大阪市に対して、これまでの歴史、経過を再考し、今後も存続できるよう働きかけること。

(回答)

現在もなお部落差別が存在するとともに、部落差別は許されないものであるとの認識の下、平成28年12月16日に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。同和問題をはじめとする、さまざまな人権問題に対して、人権意識の啓発と高揚に寄与する、大阪人権博物館の存在意義と社会的役割は非常に重要なものと考えております。これらを踏まえつつ、他市の状況なども考慮しながら存続に向け働きかけてまいりたいと考えております。

<継続>

(8) 地方税財源の確保に向けて

財政健全化に向け、各事業の市民への影響を考慮し、単純に廃止または縮小されることがないよう健全性確保に向けた仕組みを構築すること。加えて、地方一般財源を確保し、地方分権にふさわしい行財政改革が行われるよう、引き続き国への積極的な提言および要請を行うこと。

(回答)

本市では、持続可能な行財政改革を実行するべく、年次目標を定め77項目を取りまとめた「東大阪市行財政改革プラン2015」(H27~H32の5ヶ年)を策定しております。各取り組み項目の実施については、市民への影響も踏まえながら、進捗管理を行い着実に取り組んでまいります。

5. 環境・食料・消費者施策

<継続>

(1) 省エネ対策の推進について

<継続>

省エネ・低炭素社会の実現をめざし、環境に配慮した住宅や設備、製品に対する補助制度を充実させ、企業の環境対策や環境関連技術・事業への支援を強化すること。また、地

域住民の環境意識を向上させるため、地域での「環境教育」の充実など啓発の取り組みを推進すること。

(回答)

本市では、市域の自然的・社会的条件に適した再生可能エネルギーの導入を図るため、平成21年度から住宅向けの太陽光発電、平成25年度よりエネファーム、平成27年度よりHEMS（ホームエネルギー・マネジメントシステム）、蓄電池の設備設置に補助を実施しております。

また、企業向けとしましては、中小企業における地球温暖化対策を図るため、無料で省エネ診断を実施することにより、高効率な設備への更新を促進し、省エネ設備改修かかる費用の1／3以内（上限150万円）の補助する省エネ改修補助制度を実施しており、平成21年度の開始以降、募集件数を増加し、充実を図っております。

「環境教育」につきましては、環境教育出前講座ということで、市内の保育所・幼稚園・小学校・中学校・高等学校、自治会、市民団体等を対象に「東大阪市環境教育出前講座メニュー表」に掲げられた講座を開催し、啓発活動を行っています。

(2) 廃棄物対策と循環型社会形成の取り組みの強化（★）

<継続>

① 廃棄物減量と再資源化製品の活用促進

大阪府域でのごみ排出量は全国と比べても多く、リサイクル率も高くないのが現状である。「大阪府循環型社会推進計画」で掲げた目標が早期に達成されるよう、各市町村は大阪府と連携し、ごみ排出量の大幅削減と再生利用率の向上に向けた効果的な施策を講じること。特に、ごみの分別回収の徹底による再資源化の推進、再資源化によって生産された製品の購入・活用促進も含め、循環型社会の形成に取り組むこと。

(回答)

東大阪市一般廃棄物処理基本計画に掲げる施策の実現に向け、大阪府とも連携しながら、更なるごみの発生抑制、再使用、再生利用、適正処理の推進を図り、大阪府循環型社会推進計画で掲げた目標の早期達成に努めます。

<新規>

② 食品廃棄物の削減と福祉施策・災害対策との連携

食品廃棄物の削減に向けて、フードバンクなどが実施する賞味期限間近の食品の有効活用の取り組みと、「子ども食堂」などの子どもの貧困対策や、災害発生時の避難所への食料提供などの災害対策など、各関連部局と連携・横断的な枠組みを構築し、食品活用・廃棄物削減に取り組むこと。また、食品廃棄物の削減などについて、学校現場のみならず、消費者である市民や、事業者に対する取り組みも含めて総合的に啓発の取り組みを実施すること。

(回答)

フードバンクにつきましては、大阪府下では社会貢献事業があり、大阪府社会福祉協議

会が現物給付（食糧等）にとどまらない各種手続きのサポート、見守りなど生活再建までのトータル支援を行なっています。本市におきましては、社会貢献事業の主旨を充分に理解し、活用することによるグループ支援を実施していきます。

本市では、全小中学校で食に関する指導の全体計画を作成しております。環境部による出前授業での体験学習、また教科の時間や総合の時間において、担任や栄養教諭、養護教諭と連携し、食に関する指導を進めながら「食べ物を捨てない」教育、フードバンクの取り組み、食品リサイクルなどについても触れております。今後も更なる普及推進に努めてまいります。

<継続>

(3) 6次産業の推進と担い手の確保・育成

食料自給率の向上の観点からも「大阪産（もん）」農産物の消費拡大と、環境負荷低減の観点から「地産地消」の取り組みは大きな政策課題である。大阪府の「大阪産（もん）6次産業化サポートセンター」と市町村との連携により、商品化された製品の効果的なプロモーションにも注力した取り組みを実施すること。また、6次産業化に資する担い手の確保策として、学校現場での農林水産業についての情報提供や現場体験などによる理解促進の取り組みなども積極的に行うこと。

(回答)

東大阪市農業振興啓発協議会（東大阪市・市内2JA農協・大阪府中部農と緑の総合事務所などで構成）で、地産地消を推進し都市農業の振興施策に取組んでおります。

平成21年度から地産地消の取組みとして、ファームマイレージ運動を行っております。商品化された製品の取組みについては、まず6次産業化について、直売所・朝市における、出荷・生産量や、販売状況、農家・農協の意向等を勘案しながら、検討してまいります。

また、6次産業化に資する担い手の確保策については、食育推進の観点から、地元農家・農産物の供給を推進する立場で東大阪市内産、大阪府内産の食材を使用した「地産地消」に教育委員会と連携して取り組んでおり、今後も継続して大阪府内産物資の使用割合を高めていくことを目標にし、学校現場での食育を進めてまいります。又、小学生を対象にした米や野菜の栽培・収穫などの農業体験事業等に継続して取組み、都市農業への理解と関心を高めてまいります。

今後も、市民・消費者が、地元農業に理解と関心を高め、地産地消を推進する事業に取り組みながら、他産業との連携も視野に入れた取組みを進めてまいります。

学校給食では、食育推進の観点から、学校給食に東大阪市内産、大阪府内産の食材を使用し、「地産地消」に取り組んでおります。今後も継続して大阪府内産物資の使用割合を高めていくことを目標にし、学校給食での食育推進ならびに「地産地消」を進めてまいりたい。

<新規>

(4) 森林整備の拡充と木材利用促進

大阪府では2011年に「大阪府木材利用基本方針」を掲げ、特に府内産材の利用促進に積極的に取り組んでいる。各市町村では、43市町村中、21市町村の方針策定に止まっている。

る。各市町村でも、早期に木材利用方針の策定及び方針に沿った木材利用促進に取り組むこと。

(回答)

本市は「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）」において、木材の利用を促進することが、地球温暖化の防止、循環型社会の形成、水源のかん養その他の多面的機能の発揮及び山村その他の地域の経済の活性化に貢献すること等にかんがみ、公共建築物等における木材の利用を促進することが明記されていることから同法第9条第1項の規定に基づき、平成28年3月に「東大阪市木材利用方針」を策定し、農政課ホームページにて公表しており、木材の利用促進に取り組んでおります。

<新規>

(5) 消費者政策の推進と消費者保護

消費者行政の組織体制の充実と機能強化をはかり、消費者被害の発生・拡大の防止に資する取り組みを行うこと。特に、増加する悪徳商法・特殊詐欺の撲滅をめざし、消費者への情報提供・注意喚起の徹底や各種広報を行うこと。また特に被害に遭いやすい高齢者や障がい者を始めとする消費者の保護を行うこと。

(回答)

高齢化社会の急激な進展やインターネットの普及など消費者を取り巻く環境は大きく変化し、消費者問題が年々複雑多様化する中、消費生活センターでは巧妙化する悪質商法等に関する消費生活相談に対応するため、消費生活相談員を研修に派遣し、知識の研鑽に努め、相談対応力の強化に努めしております。

消費者被害の発生・拡大防止に資する取組としては、市政だよりに「暮らしの緊急情報」として悪質商法の事例を毎月掲載するとともに、「暮らしのスクラム」の全戸回覧（年4回）、市内主要駅での啓発ポスターの掲示（年3回）、布施駅前ヴェルノールビジョンでの啓発情報の放映（年間）や街頭啓発など、市民への情報提供と注意喚起を行っております。

また、「出張講座」や高齢者を対象とした「高齢者向け消費者問題ミニ講座」を開催し、悪質商法等に関する情報提供や消費生活センターの周知を行うとともに、年金支給日には警察署と連携し、金融機関において悪質商法等に関する啓発を行い、被害の未然防止を図っております。

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

<継続>

(1) 空き家対策の強化（★）

増加傾向にある空き家の対策について、火災や倒壊などによって周辺の住宅や住民に危険を及ぼすことのないよう、各市町村での特定空き家等に対する取り組みをさらに強化すること。また、空き家の利活用について、国（国土交通省）は来年度、民間の空き家を高齢者や低所得者向けの賃貸住宅として活用する制度の導入を検討している。各市町村でも、国の考え方や方針に沿い、効果的に住宅弱者のための空き家活用に結び付けられるよ

う、制度を検討し、必要な予算を確保のうえ、具体的な施策を実施すること。

(回答)

今後も空き家の対策を検討していきます。なお平成29年度については、空き家の対策計画を基に特定空き家等について検討し、利活用についてはフォーラム等での周知・啓発を予定しております。

(2) 交通施策の強化・充実にむけて

交通のシビル・ミニマム（生活基盤最低保障基準）の観点から、市民生活の安全・安心を保障する地域の公共交通対策や、まちづくりと一体となった交通施策の推進のために、以下の3点について対策を講じること。

<継続>

① 交通基本計画」の策定と市町村との連携

交通政策基本法の「交通政策基本計画」に基づく、総合的な交通施策について定めた「交通基本計画」を策定し、大阪府や近隣市町村と連携した交通施策の実践を求める。また、「交通基本計画」策定にあたっては、審議会などの場での労働者代表、利用者や地域住民の声が反映されるよう委員会参画などの対応を行うこと。

(回答)

ご指摘のように交通政策に関する基本的な方針を本市としても策定する必要性を感じているところです。なお、策定にあたっては審議会を設置し、検討を進めてまいりたいと考えております、交通事業者等と意見交換を行っているところです。

<継続>

② 交通・運輸政策の専任者の人材育成

2013年12月に施行された交通政策基本法に基づいた施策の推進のため、特に各市町村を横断する公共交通路線や都市交通・まちづくりの課題などに精通する、持続性のある交通・運輸政策担当者の人材育成を行うこと。

(回答)

交通・運輸政策については、専門的な知識や経験が必要であることから、本市においては公共交通の計画及び調整に関する業務を行う「公共交通課」を平成27年に設置したところです。同課の職員が現在、各種研修等を受講し、スキルアップに取り組んでいるところです。

<新規>

③ 交通バリアフリーの整備促進と安全対策

公共交通機関（電車・バス等）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーター・エスカレーターの設置や維持管理費用に対する財政支援措置を行うこと。また、ホームドア・可動式ホーム柵の設置が促進されるよう、設置に対する費用助成や税制減免措置などの財政措置を講じること。

(回答)

ご指摘のバリアフリー化については大阪府と取組みを検討してまいります。

ホームドア・可動式ホーム柵の設置に対する税制上の優遇措置として、地方税法で鉄道事業者等が駅のバリアフリー化により取得した償却資産に係る課税標準の特例として、課税標準5年度分2/3とする軽減措置が講じられており、平成28年度の地方税制改正において、その特例対象となる駅の拡充及び適用期限の延長が図られたところです。よって、その特例対象となる償却資産については、地方税法の規定に基づき、固定資産(償却資産)の課税標準の特例を適用し、固定資産税及び都市計画税を軽減いたします。

<継続>

(3)交通安全対策の強化について

大阪府内でも自転車が関係する事故は多発している。昨年改正された道路交通法の趣旨に基づき、自転車運転者に対する啓発の取り組みを一層拡大すること。特に、自転車運転中のスマートフォンの操作などの危険運転に対する取り締まりを強化すること。また、本年から施行されている「大阪府自転車条例」について、府民への周知・徹底を行うこと。

(回答)

引き続き交通安全教室の実施や街頭指導キャンペーン、マナーアップ運動等、大阪府及び各警察署等関係機関と連携して取り組み、大阪府自転車条例の周知と啓発を図ってまいります。

(4)災害対策の強化(★)

<継続>

①社会インフラ対策の強化

社会インフラ対策の強化・充実は、巨大地震が予測されるなかで重要な事業である。

「新・大阪府地震防災アクションプラン」に基づき、耐震化や津波対策などを行うこと。また、2015年3月策定の「大阪府都市基盤施設長寿命化計画」を効果的に実践していくこと。特に、老朽化した社会資本について、点検・診断・監視システムのIoT化をはかり、効率的な維持管理を行うこと。また、発災時に避難場所となる各市町村立学校の耐震化が速やかに完了すること。加えて、不特定多数の人が利用する民間施設などの耐震化についても、その取り組みが進むよう、財政的な支援施策を講じること。

(回答)

本市は平成24年度に橋梁長寿命化修繕計画を策定しており、計画的に既設橋梁の修繕工事を実施するとともに、平成23年度から行っている重要な橋梁の耐震補強事業も進めています。

配水池や管路等の水道施設は、平成32年度までの長期基本計画で、耐震化率の目標を定め、現在その基本計画に基づく中期実施計画において予算化し、水道施設の耐震化事業を進めています。

下水道は、汚水排除による公衆衛生の確保・生活環境の保全、雨水排除による浸水の防

除、汚濁負荷削減による公共用水域の水質保全といった、住民の暮らしや安全、環境を守るために社会基盤施設であり、日常生活を送る上で最低限必要となるライフラインでもあります。震災等によって下水道の機能が麻痺した場合、住民の方々の生活に大きな影響を及ぼすうえ、大部分が地下に築造されるため、いったん被害が発生するとその復旧は長期間を必要とします。本市では、地震発生時でも下水道の有すべき機能を維持するため、東大阪市公共下水道総合地震対策計画を策定し、老朽した下水道施設の改築と合わせた効率的な耐震対策を実施しております。

市立小中学校については、平成27年度に耐震化は完了しました。

<継続>

②防災・減災対策の充実・徹底

平時から「災害時の避難・誘導の仕組み」を整え、市町村が作成しているハザードマップや防災マニュアルなどの活用も含め、住民への周知を徹底すること。また、市民や事業者を巻き込んだ防災訓練などの定期的な実施により、「顔の見える関係」を構築することで、地域の「避難行動要支援者」のための迅速な支援体制の確保など、災害時の助け合い・地域防災力の向上につなげる工夫を行うこと。さらに、各市町村での避難行動要支援者の名簿作成を早期に完了すること。

(回答)

災害発生時の避難方法や避難誘導の事前確認は大変重要であることから、市全体のハザードマップに加えて、地域の危険箇所や避難経路等に特化した「地域版ハザードマップ」の作成を進めており、作成過程を含めて周知を図っております。市民及び地域の事業者を「顔の見える関係」でつなぐことは、災害時の共助の観点から重要であることは認識しているため、地域の防災訓練などへの事業者の参加を促進することができるよう、自主防災組織に提案して参りたいと考えております。

災害対策基本法の改正に伴い、市町村に避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられることから、本市においても名簿を作成し、平常時において情報提供に同意のあった要支援者の名簿を地域支援者に提供することで、災害発生における地域での避難行動の支援に繋げております。

<継続>

③集中豪雨など風水害の被害防止対策

日本各地で多発する土砂災害や豪雨水害などの経験を踏まえ、災害がより発生しやすい箇所を特定しつつ森林整備などの維持・管理を重点的に行うこと。また、斜面の崩壊や堤防決壊などを防ぐ工事などに早期に着手・完了すること。加えて、災害発生リスクの高いエリアに居住する住民の避難行動を支援する取り組みを実施すること。さらに、総合的な治水対策の観点から、治水施設の整備を行い、水害発生を想定した万全の備えを行うこと。

(回答)

土砂災害対策や治水対策などのハード整備については大阪府が実施しておりますが、災

害による被害をより軽減するためには、ソフト・ハード両面から備えることが必要であるため、大阪府の関係機関が指定・想定する危険地域や箇所を前述の「地域版ハザードマップ」に記載し、住民の避難行動を促す取り組みを実施しております。

土砂災害危険箇所の特定については大阪府が行っており、崩壊防止工事等ハード事業についても大阪府が所管となりますので、本市では土砂災害対策事業としての予算措置は行っておりません。

本市の事業として、急傾斜地危険箇所の定期パトロールを実施しており、特に危険と思われる箇所については大阪府へ対策事業の要望を行っています。

近年、気象変動が原因と思われる台風の激化や局所的集中豪雨の発生頻度が増加し、下水道の雨水排水能力を超える雨水流出が生じています。本市では、水害の防止及び浸水被害の軽減を図り、市民生活の安全性に資することを目的に、全局的な取り組みとして、東大阪市雨水対策プロジェクト推進会議を設置しております。雨水増補管などの下水道の整備、地下河川や流域調節池などの整備要望といったハード対策に加え、共助・自助の取組としてソフト対策を総合的に展開し、緊急的かつ効率的な浸水対策を推進してまいります。

<継続>

(5) 公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について

国土交通省の調査により、駅構内や車内など公共交通機関での暴力行為の発生件数は増加傾向にあるとされている。これら暴力行為の防止対策として、市民に対する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う対策（防犯カメラの設置や警備員の配置など）への支援措置を講じること。

（回答）

公共交通機関での暴力行為については、一般財団法人日本民営鉄道協会が毎年実施している、「鉄道係員に対する暴力行為の件数・発生状況について」では、ここ数年では概ね800件前後で推移しています。また、発生曜日は金曜日から日曜日までが多くなっており、半数以上が飲酒の上の犯行となっています。こういったことから、飲酒の上のマナー向上などについて、鉄道事業者と協力し、広報誌等を通じて啓発してまいります。